

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案参照条文

目次
○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第十一条）

第二節 独立行政法人評価委員会（第十二条）

第三節 設立（第十三条―第十七条）

第二章 役員及び職員（第十八条―第二十六条）

第三章 業務運営

第一節 業務（第二十七条・第二十八条）

第二節 中期目標等（第二十九条―第三十五条）

第四章 財務及び会計（第三十六条―第五十条）

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人（第五十一条―第六十条）

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人（第六十一条―第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）

第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明ら

かにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第十二条 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人

に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手続)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手続については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは

、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならぬ。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 三 主務大臣は、第一項の認可をし、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 四 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 五 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
- 第三十一条（年度計画）
独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 二 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。
- 第三十二条（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）
独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならぬ。
- 二 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 三 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に對して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に對し、業務運営の改善その他の勧告をすることができ、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 四 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
- 五 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に對し、意見を述べることができる。
- （中期目標に係る事業報告書）
第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- （中期目標に係る業務の実績に関する評価）
第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 二 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 三 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。
- （中期目標の期間の終了時の検討）
第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 二 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計 (事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ）を添え、並びに監事及び会計監査人の意見（以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社等の監査等に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第四条（第二項第二号を除く。）の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第一条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この

限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（会計規程）

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第三百九条 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

社債管理会社ガ弁済ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ、利札ト引換ニ利息ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百十条 社債管理会社ニ以上アルトキハ其ノ権限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一条 社債管理会社ニ以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帯シテ弁済額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「債権管理回収業」とは、弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によつて特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。

3 この法律において「債権回収会社」とは、次条の許可を受けた株式会社をいう。

（営業の許可）

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二 二六（略）
三 三（略）

。信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（登記）

第四条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

（理事の協会との取引及び訴訟）

第十三条 理事は、監事の承認を受けた場合に限る、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。この場合においては、民法第八十条（自己契約の禁止）の規定は適用しない。

2 協会と理事との間の訴訟については、監事が協会を代表する。

（一切の権限を有する代理人の選任）

第十四条 理事は、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人（以下「代理人」という。）を選任することができる。

（財産目録及び貸借対照表の作成）

第十六条 理事は、協会の成立後すみやかに、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

（業務報告書等の備付及び閲覧）

第十七条 理事は、毎事業年度終了後二月以内に、左の書類を作成し、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

一 業務報告書

二 財産目録

三 貸借対照表

四 収支計算書

2 協会の債権者は、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第十八条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

2 役員がその職務を行うに当つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

(事業年度)

第二十一条 協会の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(余剰金の運用)

第二十二条 協会は、銀行その他の金融機関への預金若しくは金銭信託又は国債、地方債若しくは主務大臣の定める有価証券の取得以外の方法により、その余剰金を運用してはならない。

(報告及び検査)

第三十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、協会に対し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その行為をした協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者を三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条に規定する事業報告書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

二 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に基く政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 (略)

四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六 第二十二条の規定に違反したとき。

七 (略)

第四十二条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

。独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2 (略)

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）

地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

○独立行政法人等の保有する個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第一百五十九号）（抄）
（定義）
第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。
2（略）
4（略）
別表（第二条関係）

名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）

公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）

日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五百十六号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

。所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）
（人格のない社団等に対するこの法律の適用）
第四条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（別表第一を除く。）の規定を適用する。
（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）
第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。
2）4（略）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）
一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
企業年金基金	確定給付企業年金法
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）
漁業共済組合連合会	

漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）
厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
港務局	港湾法
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	

国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

	住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
	酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
	酒造組合中央会	
	酒造組合連合会	
	首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
	酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
	酒販組合中央会	
	酒販組合連合会	
	証券業協会	証券取引法
	商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
	商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）
	商工会連合会	商工会法
	商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）
	商品先物取引協会	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
	消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
職業訓練法人	職員団体等（法人であるものに限る。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
		職業能力開発促進法

新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

地方公務員共済組合	地方公務員共済組合法
地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方公務員の団体（法人であるものに限る。）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
投資者保護基金	証券取引法
独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他のこれに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	農業協同組合法
農業協同組合中央会	
農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	
農業信用基金協会	
農水産業協同組合貯金保険機構	
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）

負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体法
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

二（略）

。法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（四）（略）

五 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。

六（四十八）（略）

別表第一 公共法人の表（第二条関係）
一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
公営企業金融	公庫公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
港務局	港湾法
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融	公庫国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五十五号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
独立行政法人（その資本の金額若しく	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定す

は出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	個別法
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）

。印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）
（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

- 一 （略）
- 二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 三 （略）

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

名称	根拠法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）

住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三十三号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第一百七号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
独立行政法人（その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するもののうち、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農業協同組合中央会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）

放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）

。登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2（略）

（非課税登記等）

第五条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

- 一 国又は別表第二に掲げる者がこれらの者以外の者に代位してする登記又は登録
- 二 十三（略）

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	根拠法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）

新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）
独立行政法人（その資本の金額又は資金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用資金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）

- 。消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）
 第三条（人格のない社団等に対するこの法律の適用）
 （国、地方公共団体等に対する特例）
 第六十条（略）
 2 国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする。ことができる。
 3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行った時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。
 4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告書に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該課税期間の課税標準額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。）次項及び第六項において同じ。）の合計額とが、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額を控除した残額に当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額と規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。
 5 前項の場合において、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に對する消費税額に加算する。
 6・7（略）
 8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項、第六項若しくは第八項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
 一 別表第三（第三条、第六十条関係）
 次の表に掲げる法人

名称

根拠法

奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
環境事業団	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）
企業年金基金	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）
危険物保安技術協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
行政書士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
漁業共済組合	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）
漁業共済組合連合会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁業信用基金協会	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険組合	
漁船保険中央会	
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）
軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	

原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律
厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
厚生年金基金連合会	
更生保護法人	更生保護事業法
港務局	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
小型船舶検査機構	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民年金基金	国民年金法
国民年金基金連合会	

雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法（明治二十九年法律第八十九号）
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）
市街地再開発組合	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）
司法書士会	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）
社会福祉法人	社会福祉法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	

首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	証券取引法
証券業協会	
商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）
商工会連合会	商工会法
商工組合（組合員に出資をさせないものに限り。）商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限り。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）
商品先物取引協会	商品取引所法（昭和二十五年法律第百三十九号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）
職員団体等（法人であるものに限り。）	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）
職業訓練法人	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限り。）	

生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	税理士会	石炭鉱業年金基金	石油公団	船員災害防止協会	全国市町村職員共済組合連合会	全国社会保険労務士会連合会	全国農業会議所	総合研究開発機構	損害保険料率算出団体	地域振興整備公団	地方議会議員共済会	地方競馬全国協会	地方公務員共済組合	地方公務員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	地方公務員の団体（法人であるに限る。）	地方住宅供給公社	地方道路公社
	税理士法	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）	地方公務員等共済組合法	社会保険労務士法	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	地方公務員等共済組合法	競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）	地方公務員等共済組合法		地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）

中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
通信・放送機構	通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
投資者保護基金	証券取引法
独立行政法人（所得税法別表第一独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	
土地地区画整理組合	
都道府県職業能力開発協会	
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本行政書士会連合会	行政書士法

日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
日本弁理士会	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）

年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）
農業協同組合連合会（所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。）	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
保険契約者保護機構	保険業法（平成七年法律第一百五号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

労働福祉事業団

労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百十六号）

二（略）

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

附則

（所掌事務の特例）

2 第二条（略）

総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十四年三月三十一日	地域改善対策特定事業（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第二条第一項に規定する地域改善対策特定事業をいう。以下同じ。）に関する関係行政機関の事務の調整にすることその他地域改善対策特定事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十二年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土じよう地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十五年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定

する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）
附則

1・2（略）
3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条の奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
平成十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の半島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
平成十九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土じよう地帯をいう。）の災害防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
平成二十二年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）
附則

（所掌事務の特例）
第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第二条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
平成十七年三月三十一日	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。 振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 特殊土壌地帯（特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土じよう地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十二年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。